

事務連絡
平成31年1月7日

地方厚生（支）局保険主管課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）
全国健康保険協会
健康保険組合

御中

厚生労働省保険局医療課

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る
療養費の受領委任の取扱いに係る情報提供等について

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費（以下「あはき療養費」という。）の受領委任の取扱いに係る地方厚生（支）局長又は都道府県知事による情報提供等については、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて」（平成30年6月12日保発0612第2号）別添1「受領委任の取扱規程」第9章44によるところですが、この取扱いについて、下記のとおりご連絡いたします。

なお、本件につきましては、保険局保険課、国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

(照会先)

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111 (内3276)

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

記

1 受領委任の承諾、申出事項の変更及び受領委任の中止（中止相当を含む。）に係る情報提供の方法

- (1) 都道府県国民健康保険主管課及び後期高齢者医療主管課は、地方厚生（支）局長（都府県事務所長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事から情報提供が行われた場合、受領委任払いに参加する保険者（市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合）、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険団体連合会に情報提供を行う。
- (2) 全国健康保険協会都道府県支部は、地方厚生（支）局長から情報提供が行われる。
- (3) 都道府県健康保険組合連合会は、地方厚生（支）局長から情報提供が行われた場合、受領委任払いに参加する健康保険組合に必要な情報提供を行う。

2 情報提供の媒体

地方厚生（支）局長による情報提供については、紙又は電子媒体（PDF 又は Excel）によるものとする。

なお、前項に基づく情報提供の方法を電子媒体（PDF 又は Excel）で希望する場合は、地方厚生（支）局長宛てに連絡するものとする。

3 情報提供の時期

地方厚生（支）局長による情報提供については、毎月初旬とする。

なお、情報提供の時期を別途希望する場合は、地方厚生（支）局長と協議するものとする。

4 地方厚生（支）局のウェブページによる掲示

地方厚生（支）局のウェブページには、毎月 1 日時点において受領委任の取扱いの承諾に係る手続きが完了した施術所（施術管理者）の一覧を毎月中旬までに PDF 及び Excel により掲示するものとする。

なお、施術管理者からウェブページへの掲示に支障がある旨の申出があった場合は、ウェブページには掲示されないものとする。